# 佐渡市立加茂小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月策定 平成29年4月改訂 平成31年4月改訂 令和2年4月改訂 令和3年4月改訂 令和4年4月改訂

本方針は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第十三条により、佐渡市立加茂小学校の全ての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止を目的に策定しました。

# Ⅰ いじめの定義と基本的な考え方

### いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### いじめの類似行為の定義 (新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条2項)

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるおのを含む。)であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの

# Ⅱ いじめの基本認識

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識にもつこと。
- 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」という認識をもつこと。
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った親身ある指導を行うこと。
- ・関係者が一体となって取り組むことが必要であること。

佐渡市立加茂小学校では、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全ての児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるようにします。

# Ⅲ いじめ防止のための基本姿勢

- 1 いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努めます。
- 2 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。
- 3 児童・教職員の人権感覚を高め、児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- 4 いじめの早期発見のために、様々な手段を講じます。
- 5 いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく保 護者・地域・各種団体や専門家と協力をして、解決にあたります。

# Ⅳ いじめ防止のための取組

【いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり】

- 1「深めよう絆・いじめ見逃しゼロ」強調月間の実施
  - ・6月と10月を強調月間とし、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童が もてるように指導します。

#### 2 集会の実施

- •「いじめ見逃しゼロ集会 (キラキラ集会)」を行います。児童が考え、意見発表などを行う ことで、意識を高めます。
- 3 「すぐに相談」を指導
  - ・児童がいじめを発見した場合は、傍観することなく、すぐに相談できるよう、指導します。

#### 4 教職員の意志の表明

・教職員が「いじめは決して許さない」という姿勢をもっていることを、さまざまな活動を通 して児童に示します。

### 【児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進】

- 1 分かる・楽しい授業づくり(全ての児童が参加・活躍できる授業)
  - ・児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努めます。
  - ・基礎・基本の定着を図り、学習に対する達成感・成就感を育てます。
  - ・全ての教科領域における意見を発表し合える場面設定(言語活動の充実)を図ります。

### 2 学習規律などの徹底

- ・学校・学級のルールを守るといった規範意識を醸成します。
- ・「加茂っ子の約束」や「学習の約束」を基に、学習規律や生活のルールの徹底と、それらを支え生活基盤となる健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着を図ります。「学習の約束」には、両津中学校区共通の重点事項が含まれており、また、「家庭学習強調週間」を両津中学校区共通で行うなど、両津中学校区で連携しています。

#### 3 学級集団づくり

- ・学校生活に適応したり望ましい人間関係を構築したりできるよう、ソーシャルスキルトレー ニング、構成的グループエンカウンターを行います。
- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級 づくりを行います。
- ・話し合い活動、学級会活動の充実を図り、協力して、問題解決をする態度など、人間関係を 構築する能力を養います。
- ・居場所づくり、絆づくりに努めます。

### 4 社会体験、自然体験、交流体験の充実

- ・生活科・総合的な学習の時間を活用した豊かな体験活動を設定します。
- ・保育園との交流学習や、外部講師を招いての学習を行います。
- ・9月に、全校登山、または地域探訪を実施します。
- ・小動物の飼育・野菜や花の栽培活動を実施します。
- ・栽培活動や清掃活動、全校登山、地域探訪などで異学年交流を実施します。

#### 5 児童会活動、縦割り班活動の充実

- ・学校行事等における児童による主体的な運営を図ります。
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実を図ります。
- ・清掃や全校登山、地域探訪、なわとび大会、鼓隊の引き継ぎ、夕づる集会へ向けた活動を通 して、思いやりの気持ちや絆を深め、コミュニケーションや人間関係づくりの能力を育成し ます。

#### 6 人権学習、道徳教育、キャリア教育の推進

- 一人一人のよさや違いを認め合える学習を行います。
- ・副読本「生きる」等の人権に関する教材を活用します。
- 「自分の生き方を見つめて夢をもたせる」キャリア教育を推進します。
- 道徳の授業公開を行います。

### 【児童・教職員の人権感覚を高め、校内における温かな人間関係の構築】

#### 1 児童の人権感覚の高揚

・道徳の時間には、児童にいじめ問題を自分のこととして考えさせ、話し合わせます。また、

様々な活動の中で指導し、「いじめは決して許されないこと」との認識を高めます。

- ・道徳の時間や学級活動での指導を通して、思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命を大切にする心を育みます。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見た ら先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導します。その際、知ら せることは「いじめ」を止めるための重要な行動であることもあわせて指導します。

#### 2 教職員の人権感覚の高揚

- ・いじめ・不登校を未然に防ぐための道徳教育を軸とした職員研修を、年2回実施します。
- ・児童理解に関する研修、指導援助の在り方に関する研修を実施します。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深めます。特に、 自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにします。

### 3 校内における温かな人間関係の構築

- 「あいさつや返事」を推進し、笑顔あふれる学校づくりに努めます。
- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深めます。
- ・教職員が子どもだちと共に過ごす機会を積極的に設けます。
- ・「子どもたちがいるところには、教職員がいる」ことを心がけます。

### 【いじめの早期発見のための取組】

#### 1 日々の観察の実施

- ・朝のあいさつの様子、朝会時の様子に目を配り、異変がないかを毎日チェックします。
- ・自分の学級のみならず、出張授業や休み時間の児童の様子で気がついたことについて教職員 が共有できるように管理職への報告・連絡・相談に努めます。
- ・休み時間や昼休み、放課後も子どもたちの様子に目を配り・気配りを心がけます。
- ・児童の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせる とともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談で当該児童から悩み等 を聞き、問題の早期解決を図ります。保護者にも児童の様子についての観察を依頼し、気になっ たことを保護者と連絡し合う等、連携に努めます。

#### 2 日記・自主学習ノートや連絡帳の活用

- ・日記・自主学習ノートの点検及び記載により、担任と児童の信頼関係を高めます。
- ・連絡帳により、担任と保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を築きます。

#### 3 アンケートの実施

・児童には年2回の「学校生活アンケート」、月1回の「心の健康チェック (4年生以上)」、 保護者には年2回の「学校評価アンケート」を実施して、早期発見に努めます。

#### 4 個人面談の実施

- ・アンケート実施後、学級担任が児童一人一人と面談して、早期発見に努めます。
- ・年に2回、保護者との面談を行い、児童の様子についての情報を交換します。

### 5 教職員の情報の共有

- ・学級担任が問題を抱え込まないで、管理職への報告・連絡・相談や同僚への協力を求める意 識をもつようにします。
- ・月1回の「子どもを語る会」、毎週の職員打ち合わせ時の「児童の情報交換」を通して、情報の共有を図ります。

### 6 スクールカウンセラーによるカウンセリング

・児童や保護者が、スクールカウンセラーと面談し、カウンセリングを受けることができる体制を整えます。

# 【ネットいじめに対する取組】

#### 1 啓発

・ネットいじめの予防を図るため、児童や保護者が参加できる学習会を実施し、家庭での使用 上のルールづくりを推進します。

### 2 早期発見・早期対応

・インターネット学習の際に、ネットルールを確認するなど、ネットいじめ防止に努めます。

- ・家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導に努めます。
- ・平素より情報を得るよう心がけるとともに、相談しやすい体制の充実を図ります。

#### 3 関係機関との連携

・ネットいじめが発見された場合については、保護者の協力の下、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努めます。

### 【いじめ未然防止・対策委員会の設置】

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、生活指導主任を 中心とした「いじめ・不登校対策校内サポート委員会」を定期的に開いています。
- ・また、校長が必要と判断した場合、以下の委員により構成される「いじめ問題対策委員会」 を設置します。

学校職員:校長、教頭、教務、生活指導主任、生活指導副任、養護教諭、特別支援教育主任 該当担任

学校職員以外: 医師 (学校医)、PTA会長、学校運営協議会会長、スクールカウンセラー等

### 【いじめ防止のための年間の取組】

|    | 主な学校行事                                | 生活指導部の取組   |
|----|---------------------------------------|--|
| 4  | ・1学期始業式<br>・入学式<br>・1年生を迎える会<br>・家庭確認 | ・生活目標重点事項(*あいさつや返事をしよう*廊下を正しく歩こう)強調月間<br>・「加茂っ子のやくそく」<br>・ズボン下ろしアンケート実施<br>・いじめ不登校校内サポート委員会(適宜)<br>※毎月行うもの<br>・子どもを語る会<br>・心の健康チェック(上学年) |
| 5  | ・運動会                                  | ・心の健康チェック(上学年)   |
| 6  | ・修学旅行                                 | ・「いじめ見逃しゼロ」強調月間の取組<br>・学校生活アンケート実施<br>・教育相談の実施<br>・心の健康チェック(上学年)   |
| 7  | ・個人懇談<br>・1 学期終業式                     | ・「夏休みのしおり」発行<br>・職員研修<br>・心の健康チェック(上学年)  |
| 8  | ・七夕パレード<br>・2学期始業式                    | ・ズボン下ろしアンケート実施   |
| 9  | · 全校登山(地域探訪)                          | <ul><li>・生活目標重点事項強調月間</li><li>・両津中学校部活動体験(6年生)</li><li>・心の健康チェック(上学年)</li></ul>  |
| 10 | ・校内マラソン記録会<br>・運動会<br>・修学旅行           | ・「いじめ見逃しゼロ」強調月間の取組<br>・心の健康チェック(上学年)   |
| 11 | ・加茂小祭<br>・夕づる集会                       | ・学校生活アンケート実施<br>・教育相談の実施<br>・小中連携あいさつ運動  |

|    |  | ・心の健康チェック(上学年)                  |
|----|--|---------------------------------|
| 12 | ・個人懇談<br>・2学期終業式   | ・「冬休みのしおり」発行 ・心の健康チェック(上学年)     |
| 1  | • 3 学期始業式  | ・生活目標重点事項強調月間<br>・心の健康チェック(上学年) |
| 2  | ・なわとび大会  | ・心の健康チェック(上学年)                  |
| 3  | <ul><li>・6年生に感謝する会</li><li>・鼓隊引き継ぎ式</li><li>・3学期終業式</li><li>・卒業式</li></ul> | ・「春休みのしおり」発行 ・心の健康チェック(上学年)     |

# ∨ いじめ・いじめ類似行為・いじめの疑い 早期解決のための取組

#### 1 組織対応

- ・いじめ・不登校対策校内サポート委員会で方針を確認し、事実確認や情報収集を行います。
- ・いじめ事案と認められる場合は、校長が必要と判断した学校関係者に協力を要請し、いじめ 問題対策委員会を設置します。そして、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動き をつくります。

#### 2 対応の順序

### (1) いじめの訴え、情報、兆候の察知

- ・いじめの疑いを発見、又は通報を受けた場合には、問題を把握したら一人で抱え込まず、指導体制を整えて対応する教職員の役割分担を明確にして組織で対応するために、速やかに管理職に報告します。
- ・いじめを受けたとされる児童やいじめの疑いを知らせてきた児童に安全確保をすることを約束し、安心させます。児童の気持ちに寄り添い、安全を確保します。

#### (2) 事実関係の把握

- ・校長の指示の下、校長の指名した教職員により当事者双方や周りの児童からの聴き取りを行い、 情報収集と記録、事実確認等に努めます。
- ・いじめを受けたとされる児童に対しては、児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に 情報を収集し、迅速に対応します。
- ・いじめを行ったとされる児童に対しても、加害と決めつけず事情を確認し、一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するよう心がけます。

### (3) 指導体制、対応方針の決定

- ・関係教職員と情報を共有し、事案について正確に把握します。
- ・管理職の指導の下、いじめであるか否かの判断を行い、対応を検討します。

#### (4) いじめ問題対策委員会の開催

- ・いじめ事案と認められる場合は、校長が必要と判断した学校関係者に協力を要請し、いじめ 問題対策委員会を設置します。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告します。
- ・学校が作成した指導体制と対応方針を下に、学校、家庭、地域、関係諸機関による組織的な 対応について協議します。
- ・いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、事実や学校側の取組についての情報 を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集め家庭と連携しながら児童への 指導に当たります。

### (5) いじめを受けた側の児童のケア

- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した 事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行います。
- (6) いじめた側の児童への指導
  - ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努めます。
  - ・傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導します。
- (7) 緊急保護者会を開催し、保護者への報告と指導についての協力依頼
  - ・いじめを受けた保護者への謝罪と、いじめ事案が起こった背景とこれまでの経緯を保護者へ報告 し、問題解決へ向けた協力を依頼します。
- (8) 関係機関との連携と継続的な支援
  - ・その後の対応を教育委員会へ報告するとともに、家庭、地域、警察や児童相談所等と連携を図りながら経過の見守りと継続的な支援を行います。
- 3 いじめの解消
  - いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできません。次の条件により解消を判断します。
- (1) いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が、少なくとも3か月以上止んでいること
- (2) いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に面談して確認し、 認められること

### VI 重大事態への対処

### 1 重大事態とは

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき ※自殺を企図 身体に重大な障害 金品等に重大な被害 精神の疾患の発症等
- (2) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めると き
  - ※相当の期間は、年間30日を目安としますが、いじめにより2日連続して欠席した場合は、 速やかに調査を行います。
- (3) 児童や保護者から重大な被害が生じたという申し立てがあったとき
- 2 重大事態と判断されたときの対応
- (1) 直ちに基本調査を実施し、教育委員会へ「第一報」を速やかに報告します。
- (2) 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための詳細調査に当たります。
- (3) 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた 児童・保護者及びいじめを行った児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供 します。
- (4) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに佐渡警察署に通報し、適切な援助を求めます。
- (5) 調査後、当該児童の状況に応じた継続的なケアを行います。

### Ⅲ 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価します。

- ① いじめの早期発見の取組に関すること
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

### Ⅷ 個人情報等の取り扱い

- 個人調査(アンケート等)について
  - ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が 資料として重要となることから、5年間保存します。

# 区 学校及び関係機関連絡先

- ~何かあったらまず学校へご連絡ください~
- 〇 佐渡市立加茂小学校 0259-27-3551 ※いじめ相談窓口(教頭)
- 〇 佐渡市教育委員会 0259-58-7351
- 〇 佐渡警察署 0259-55-0110
- 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310 (なやみ言おう)
- 法務省子どもの人権110 0120-007-110
- 〇 新潟県いじめ相談電話 025-285-1212
- 新潟県立教育センター悩み事相談テレホン 025-263-4737
- 〇 新潟県中央児童相談所 025-381-1111

(佐渡) 0259-74-3390

○ 新潟県警察本部「けいさつ相談電話」 025-285-0110